

第2章

有害廃棄物の越境移動管理と途上国

小島 道一

要約：

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下、バーゼル条約）は、1980年代に、先進国から途上国へ有害廃棄物が越境移動され、不法投棄される事件が頻発したことに対応するために、結ばれた国際環境条約である。途上国で発生する環境問題を防止するために、有害廃棄物の貿易を管理・制限することが定められている。本稿では、バーゼル条約の規制内容、その妥当性を発展途上国の有害廃棄物管理能力の向上を踏まえながら検討する。

キーワード：

バーゼル条約、発展途上国、有害廃棄物、Ban 改正、共通であるが差異のある責任の原則

はじめに

1980年代に先進国から途上国に有害廃棄物が越境移動・不法投棄される事件が頻発した。時には、健康被害を生じていた。このような有害廃棄物の越境移動にともなう問題に対処するために結ばれた国際環境条約が、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下、バーゼル条約）である。途上国で発生する環境問題を防止するために作られたと言える。

本稿では、バーゼル条約の基本的な枠組みを概説するとともに、途上国の環境問題をどのような形で守ろうとしているかについて検討する。特に、貿易規制に関して、先進国および途上国に負わせる義務の在り方について検討を行う。第1節では、バーゼル条約の背景・枠組みについて概説する。第2節では、1995年に採択されたBan改正に象徴される先進国から途上国への有害廃棄物の輸出を禁止する動きについて締約国会議での議論を中心に検討する。第3節では、バーゼル条約における先進国と発展途上国の区別について、他の国際環境条約と比較しながら考察する。第4節では、途上国の有害

廃棄物の越境移動に関する姿勢の変化を各国の経済発展との関係性を踏まえながら整理する。

第1節 バーゼル条約の概要

バーゼル条約は、1980年代にアメリカやヨーロッパから有害廃棄物が発展途上国に輸出され、環境問題・健康被害を引き起こしたことを背景に、国連環境計画の働きかけでまとめられた条約である。バーゼル条約の前文では、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分を他の国特に開発途上国において行うことを禁止したいとの願望が増大している」と述べている。

しかし、バーゼル条約が結ばれた段階では、開発途上国への有害廃棄物の越境移動を完全に禁止することは規定されず、有害廃棄物を越境移動させる際には、輸入国政府に事前に通告し、輸入国政府の同意をとることとされた（第6条）。

また、締約国は、「締約国特に開発途上国」に有害廃棄物または他の廃棄物を輸出する際の一般的な義務として、輸入国が輸入禁止をしている場合や環境上適正な方法で処理されないと考えられる場合には、輸出を許可しないことが定められている（第4条2(e)）。

さらに、第10条で環境上適正な処理の促進、有害廃棄物処理が人の健康や環境に及ぼす影響に対する監視、廃棄物低減技術の開発やその改善、技術上の能力開発について国際協力を進めることが定められており、特に同条の3で、開発途上国に対する援助を進めることに言及されている。

途上国の能力向上の中心を担っているのが、開発途上国に設置されているバーゼル条約地域センターである。世界全体で14か所に設置されている。予算は、ホスト国およびプロジェクト・ベースでのボランティアな拠出金で賄われている。鉛バッテリー、E-waste、PCBsなどについてのインベントリー調査やトレーニングなどを各地の地域センターが実施している。締約国会議では、途上国の管理能力の向上、条約の執行体制の強化のために、地域センターの能力向上や機能強化が必要との決議が繰り返し行われている。

開発途上国の中には、バーゼル条約が成立する前後から、有害廃棄物に関する法・制度の整備を始めている。バーゼル条約事務局は、締約国の協力のもと、各国が定める有害廃棄物およびその越境移動に関するモデル規制をまとめる作業をおこない、1995年に最終結果をまとめている（Secretariat of the Basel Convention 1995）。

バーゼル条約にかかわるさまざまな意思決定は、おおよそ2年から3年に1回開かれている締約国会議で基本的になされている。1992年12月の第1回締約国会議から、2011

年10月のコロンビアのカルタヘナで開かれた締約国会議まで、これまで10回開かれている。

締約国会議で決議された内容を実施したり、締約国会議に向けた資料を準備したりする中心となっているのが、バーゼル条約事務局（Secretariat of the Basel Convention）である。現在、ジュネーブにおかれている。

バーゼル条約は、有害廃棄物の管理能力がない途上国を守ることを意識して作られたものである。しかし、先進国と途上国をわけて、責任を負わせる内容を変えるということはおこなっていない。また、どの国が先進国にあたるのか、途上国にあたるのかを明示的には示していないし、先進国と途上国をわける基準も設けられていない。

第2節 先進国から発展途上国への有害廃棄物の輸出禁止をめぐる交渉

第1節で述べたように、発展途上国と先進国の区別については、バーゼル条約の本文では、定義されていないが、1995年に採択されたBan改正のなかで先進国と途上国を区別した規制の導入が図られた。Ban改正とは、附属書VII国（EU、OECDおよびリヒテンシュタイン）からそれ以外の国への有害廃棄物の貿易を禁止する措置である。どの国が先進国にあたり、途上国にあたるかを定義し、明示的に「共通であるが差異のある責任の原則」を取り入れたものとなっている。

このBan改正が採択された背景には、発効後も不適切な有害廃棄物の越境移動が行われたこと、事前通告・同意では不十分であるとしてバーゼル条約を批准しない発展途上国が少なくなかったことがある。本節では、Ban改正にいたる経緯、および、その後のBan改正をめぐる交渉を歴史的に振り返る（表1参照）。

先進国から途上国への有害廃棄物の越境移動の禁止については、バーゼル条約を作成する段階から、途上国が求めていたことである。バーゼル条約の条文がまとまった1989年の段階では、先進国から途上国へ有害廃棄物の越境移動を禁止するという措置は取られず、事前通告・同意の手続きを踏めば、先進国から途上国へ有害廃棄物の越境移動をすることも可能とすることで合意された。

1992年に、バーゼル条約が発効したのちも、途上国は、先進国から途上国への有害廃棄物の越境移動を禁止すべきとの主張を締約国会議で繰り返した。1992年12月の第1回締約国会議では、ヨルダンやスリランカ、発展途上国の交渉グループであるGroup77が、先進国から途上国への有害廃棄物の輸出を全面的に禁止すべきだとの主張をおこなった。しかし、第1回締約国会議では、先進国（industrialized countries）に対して、有害廃棄物およびその他の廃棄物の全面的な禁止ではなく、それらの処分目的での途上国（developing countries）への越境移動の禁止を求める決議がなされた。また、同時に、

途上国に対して先進国からの有害廃棄物の輸入を禁止することを求める決議（I/22）が採択された。

表1 バーゼル条約に関する年表

年	事件など	会議	Ban 改正関連の決定事項
1987年	バーゼル条約に関する交渉開始		
1989年	バーゼル条約の条文について合意		
1992年	バーゼル条約発効	第1回締約国会議	
1994年		第2回締約国会議	OECD 諸国から非 OECD 諸国への有害廃棄物の越境移動禁止を決議（II/12）
1995年		第3回締約国会議（スイス・ジュネーブ）	Ban 改正（III/1）採択
1998年		第4回締約国会議（マレーシア・クチン）	附属書 VII 国に関する議論を先送りにする決定（IV/8）
1999年		第5回締約国会議（スイス・バーゼル）	附属書 VII 国に関する分析中間報告
2002年	Basel Action Network が E-waste に関する報告書発表	第6回締約国会議（スイス・ジュネーブ）	附属書 VII 国に関する分析中間報告
2004年	G8 「3R イニシアティブ」の実施について合意	第7回締約国会議（スイス・ジュネーブ）	附属書 VII 国に関する分析の報告書に関する
2006年	コートジボアールにおける船舶発生の有害廃棄物の投棄事件	第8回締約国会議（ケニア・ナイロビ）	
2008年		第9回締約国会議（インドネシア・バリ）	
2011年		第10回締約国会議（コロンビア・カルタヘナ）	CLI オムニバス決議採択（バーゼル条約改正の要件に関して合意）

出所：バーゼル条約事務局ホームページなど、各種資料から作成。

1994年3月に開催された第2回締約国会議では、先進国から途上国への有害廃棄物の越境移動の禁止に反対していた欧州の先進国が、賛成にまわったこともあり、先進国（OECD諸国）から途上国（非OECD諸国）への処分目的での有害廃棄物の輸出禁止が決議された。また、1997年末までに、リサイクル目的での有害廃棄物のOECD諸国から非OECD諸国への越境移動が禁止されることが決議された。ただし、非OECD諸国は、リサイクル目的であればOECDから輸入してもよい有害廃棄物について条約事務局に届け出ることができる措置がもりこまれている（II/12）。この決定には、スリランカがGroup 77 and Chinaを代表して、高く評価し、セネガルも同様の評価を発表している。

リサイクル目的での有害廃棄物の輸出が、事前通告・同意手続きなしで行われたことや、環境汚染を引き起こしながら輸入廃棄物のリサイクルが行われたりしたことから、リサイクル目的でも有害廃棄物の全面的な輸入禁止を求める声は少なくなかった。第2回締約国会議で、カナダが、締約国会議決定はバーゼル条約の改正ではないことに言及したこと、また、途上国が届け出がありかつリサイクル目的であれば、OECDからの有害廃棄物の輸入が可能であることなどから、II/12では不十分とする声が途上国を中心にあがった。また、それまで、有害廃棄物の先進国から途上国への輸出を全面的に禁止することに抵抗してきたヨーロッパ諸国が賛成にまわったことから、1995年の第3回締約国会議では、条約改正案として、先進国から途上国への有害廃棄物の越境移動が禁止されるBan改正案が採択された（III/1）。

1998年の第4回締約国会議では、イスラエル（当時、OECD非加盟）は、技術的にも、法的にも附属書VII国と同等の有害廃棄物の管理水準を満たしており、附属書VII国となることを求めた。しかしながら、締約国会議の決定では、附属書VII国に関する議論はBan改正が発効するまで封印することが決議された（IV/8）。また、同決議の中では、Legal and Technical Expertsサブグループの協力のもと、Technical Working Groupに対して、附属書VIIに関連する問題を抽出し、第5回の締約国会議に報告を提出することを求めた。

附属書VIIに関する分析の報告書は、第5回、第6回、第7回の締約国会議で話し合われた。有害廃棄物の越境移動を附属書VII国、非附属書VII国にわけて分析をおこなった第1部の作業と、附属書VIIの環境・経済面でのインプリケーション、Ban改正をおこなうための法・制度、附属書VIIによる有害廃棄物の発生抑制への効果、途上国への有害廃棄物処理能力の向上に向けた施策などを分析する第2部からなっている。有害廃棄物の越境移動のデータが整備されておらず、十分な分析ができないこと、有害廃棄物の発生抑制や健康影響などの評価をさらに進める必要があることなどが指摘されている。

この間、Ban改正の批准国はなかなか増えなかった一方、条約発効の改正要件の解釈

が議論されるようになってきた。バーゼル条約の第 17 条 5 で定められていた改正案発効の要件が不明確であったためである（詳しくは、鶴田[2010]参照）。締約国会議の場では、早期の Ban 改正発効につながる解釈を取るべきだとの意見を表明する途上国が少なくなかった。

一方、バーゼル条約事務局は、国連法務局への問い合わせをおこなった。国連法務局は、現在の締約国を分母に、現在の締約国の中で批准している国を分子に取るべきとの見解を通知している。しかしながら、国際法の考え方を適用すると、締約国の中で条文の解釈について合意が取れば、その解釈に基づいて、運用を行うこともできる。

改正案発効の要件に関する合意が取れない状況が続く中で、2008 年に開かれたバーゼル条約の第 9 回締約国会議で、ホスト国のインドネシアがスイスと共同で、カンントリー・レッド・イニシアティブ（Country Led Initiative: CLI）として、主要国で議論を進めることを提案した。Ban 改正の目的を達成するために、どのような措置が必要なのかを自由に議論する場とすることを狙った取り組みである。

CLI の議論の中では、Ban 改正は、発効していないものの、批准している国も少なくないことから、すでに先進国から発展途上国への有害廃棄物の越境移動は大きく減少していることも指摘された。発展途上国から発展途上国に越境移動されている有害廃棄物の量は、先進国から発展途上国に輸出される有害廃棄物の量を上回るようになっている（表 2 参照）。

表 2 有害廃棄物の越境移動（2004-06 年）

（単位：トン）

	2004	2005	2006
附属書 VII 国から附属書 VII 国	7,308,944	7,696,721	8,342,406
非附属書 VII 国から附属書 VII 国	105,515	166,260	200,610
附属書 VII 国から非附属書 VII 国	336,818	281,936	28,763
非附属書 VII 国から非附属書 VII 国	678,187	705,303	776,165

注：輸入国のデータに基づく。

出所： Secretariat of the Basel Convention “Transboundary Waste Movement among Non-Annex Countries – Summary Tables & Charts (2001-2006), 第 2 回 Country Led Initiative 会合での発表資料から作成。

<http://www.basel.int/Implementation/LegalMatters/CountryLedInitiative/SecondMeeting/tabid/2372/Default.aspx> からダウンロード。

3 回にわたる会議、CLI 非参加国への根回しなどを経た後、スイス・インドネシアの主導で決議案がまとめられ、2011 年 10 月の第 10 回の締約国会議に提出され、CLI オムニバス・ディシジョンという形で、して採択された。オムニバス・ディシジョンは、バ

バーゼル条約の発効要件を、1995年当時の締約国の中で4分の3が批准することとすること、ESM（環境上適正な管理）の普及、法的な定義の明確化、バーゼル条約地域センターの機能強化などを包括的にまとめたかたちで提案された。上記のようにBan改正の効果について疑問も出されたが、いくつか締約国や専門家からは、CLI オムニバス決議で提案されている発効要件が、これまでの条約法の慣行とは異なり疑問が残るものであること、Ban改正が有効に機能するかどうかについての疑わしいとの意見が表明された。しかし、スイス、インドネシアが提案したCLI オムニバス・ディビジョンはコンセンサスで合意された。早ければ、2,3年の後にBan改正が発効する可能性がある状況となっている。

第3節 バーゼル条約における発展途上国と先進国

上述した通り、地球環境問題への対応に当たって、先進国と途上国の負う責任の程度に、何らかの差をつけるという「共通であるが差異のある責任の原則」の考え方は、さまざまな国際環境条約で利用されている。発展途上国と先進国とをどのように区分するかは、条約毎に異なっている。バーゼル条約締約国会議決定II/12およびIII/1においては、先進国と発展途上国の分類は、OECDやEUの国際組織への加入を条件としたものとなっている。他の国際環境条約では、条約の附属書などで、先進国として扱う国をリストアップする方法をとっている。例えば、オゾン層破壊物質の使用の制限を定めたモントリオール議定書では、第1回の締約国会議で、どの国が途上国にあたるかを定めたリストを採択している。また、温室効果ガスの削減について取り決めをおこなった京都議定書でも、附属書で削減義務を負う国を一つずつあげて定めている。バーゼル条約のBan改正のように他の国際組織への加入を条件として先進国かどうかを判断している例は、珍しいといえる¹。

OECDやEUに加入している国は、相対的に有害廃棄物の管理能力が高い国が多いとは考えられるが、OECDやEUに加入していない国でも、有害廃棄物の管理能力が高い国がないわけではない。有害廃棄物の管理能力に基づいた判断となっていないことから、問題と言える²。

¹ 「共通であるが差異のある責任の原則」については、French [2000]、Okereke [2008]、Rajamani [2000]、Segger [2003]、Stone [2004]、Ward [1996]などを参照。

² 国名をあげて、先進国と途上国を区別している他の国際環境条約では、経済情勢の変化によって、新たに先進国と途上国の分類を見直そうとしても、新たな義務を負うことになる国の抵抗を受け、見直せない事態が少なからず起きている。京都議定書の第2約束期間を巡る交渉は一つの例と考えられる。バーゼル条約Ban改正の附属書VII国に関する規定は、OECDやEUに加入した国は、自動的に新たな義務を負うこととなるため、その意味では、経済情

表3は、いくつかの附属書VII国と非附属書VII国について、その所得レベル、ガバナンスに関する指標、および、環境パフォーマンスについての指標を比較したものである。ガバナンスに関する指標は、世界銀行が作成している「政府の有効性」と「汚職の制御」に関する指標とを利用している。また、環境パフォーマンス指標は、地球温暖化や自然保護など幅広く環境分野のデータを利用して作られた指標である。有害廃棄物の管理に関する各国の指標は得られないが、ガバナンス指標と環境パフォーマンス指標は、各国の有害廃棄物の管理能力を、ある程度、示しているものと考えられる。

表3 主な非附属書VII国およびOECD・EU諸国の所得水準とガバナンス指標

国名・地域 名	所得水準（購買力 平価）		ガバナンス指標				ESI ^c	EPI ^d
	1995年	2010年	政府の有効性		汚職の制御			
			1996	2010	1996	2010	2005	2010
シンガポール	26,830	55,790	2.116	2.247	2.168	2.183	54 ^b	56.4
ブルネイ	41,690	50,180 ^a	0.993	0.884	0.536	0.858		62.5
香港	23,230	47,480	1.267	1.737	1.498	1.941		
日本	22,740	34,640	0.993	1.397	1.044	1.537	57.3	63.4
韓国	12,420	29,010	0.625	1.189	0.262	0.422	43.0	57.1
ポーランド	7,310	19,060	0.732	0.705	0.539	0.446	45.0	63.5
アルゼンチン	7,660	15,570	0.280	-0.210	-0.215	-0.437	62.7	56.5
トルコ	5,280	15,170	-0.030	0.350	-0.231	0.009	46.6	44.8
チリ	7,160	14,590	1.279	1.179	1.451	1.502	53.6	55.3
メキシコ	6,490	14,290	0.074	0.167	-0.450	-0.370	46.2	49.1
マレーシア	7,080	14,220	0.742	1.097	0.510	0.123	54.0	62.5
ルーマニア	5,340	14,060	-0.506	-0.144	-0.224	-0.158	46.2	48.3
ブラジル	6,190	11,000	-0.151	0.071	-0.074	0.056	62.2	60.9
南アフリカ	5,980	10,360	0.859	0.339	0.759	0.093	46.2	34.5
タイ	4,550	8,190	0.285	0.085	-0.208	-0.339	49.7	60.0
中国	1,480	7,640	-0.298	0.122	-0.253	-0.603	38.6	42.2
エジプト	2,860	6,060	-0.146	-0.431	-0.068	-0.556	44.0	55.2
インドネシア	2,140	4,200	-0.399	-0.195	-0.563	-0.727	48.8	52.3
フィリピン	2,120	3,980	-0.147	-0.103	-0.179	-0.821	42.3	57.4
ベトナム	990	3,070	-0.491	-0.309	-0.346	-0.580	42.3	50.6

勢の変化にある程度、対応できる形となっているといえる。

パキスタン	1,460	2,790	-0.587	-0.767	-1.156	-1.103	39.9	39.6
ナイジェリア	1,060	2,170	-0.975	-1.195	-1.156	-0.992	45.4	40.1
カンボジア	650	2,080	-0.877	-0.826	-0.967	-1.210	50.1	55.3
バングラデシュ	700	1,810	-0.728	-0.843	-0.736	-0.990	44.1	42.5
ケニア	1,030	1,680	-0.336	-0.535	-1.032	-0.912	45.3	49.3

注 a : 2009 年の統計

注 b : 1999 年の統計

注 c : ESI Environmental Sustainability Index (環境持続可能性指標)

注 d : EPI Environmental Performance Index (環境パフォーマンス指標)

注 : 網掛けしてある国は、附属書 VII 国である。

出所 : 下記のサイトのデータより作成。

<http://data.worldbank.org/indicator/NY.GNP.PCAP.PP.CD>

<http://info.worldbank.org/governance/wgi/index.asp>

http://sedac.ciesin.columbia.edu/es/esi/ESI_00.pdf

<http://sedac.ciesin.columbia.edu/es/esi/ESI2005.pdf>

シンガポールのように、所得も高く、政府の規制の執行能力が高く、汚職の問題もほとんどないと見られる国も途上国にはある。また、マレーシアのように、附属書 VII 国なみの所得と、ガバナンス能力を示しているところもみられる。

そもそものバーゼル条約の目的から考えると、各国の環境管理能力や有害廃棄物処理・処分施設の設置状況などにに基づき各国の負う義務の内容を変えるのが妥当だと思われる。各国ごとに、有害廃棄物関連法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法が整備されているか、その執行が適切に行われているか、有害廃棄物の中間処理、最終処分などの施設が整備されているかをチェックする専門委員会を作り、評価を行った上で、当該国への有害廃棄物の輸出に関する規制のあり方を決めるという考え方である。有害廃棄物の処理・処分が十分に行えていない国には、その輸出を禁止する一方、一部の有害廃棄物について、あるいは、一部の有害廃棄物処理施設では、適切に処理が行えるのであれば、事前通告・同意に基づいて、輸出を行えるようにするといった措置が考えられる。

国レベルで規制の状況等を評価する方法ではなく、施設ごとに有害廃棄物の処理・処分施設を評価し、それをもとに、貿易規制をおこなうという考え方もある。法律が十分に整備されていない場合でも、適切に有害廃棄物の処理・処分を行っている事業者が存在する可能性がある。有害廃棄物のリサイクル等を行った後の有害物質が含まれる残渣の処理先についても評価を行う必要があるが、残渣を海外に輸出し、適切にリサイクル・処分する企業もでてきており、一国単位の評価だけでは、適切に処理・処分を行え

る体制なのかどうかは、判断しにくくなっている。

第 10 回締約国会議で採択された、CLI に基づき作成された Omnibus Decision では、Environmentally Sound Management (ESM) を進めるため、専門家からなる委員会を設置することがうたわれている。これまでも、廃油や水銀廃棄物、セメント産業での有害廃棄物の処理などさまざまな ESM のためのガイドラインが作成されてきた。品目ごとに作成されたガイドラインをどのように利用するかは各国に任せられており、個別のリサイクル施設の認証などには、バーゼル条約は関与してこなかった。現在のところ、専門委員会の議論がどのようなものになるが、明らかとなっていないが、これまでの取り組みから、さらに踏み込んだ取り組みをおこなうのか、注目される場所である。

地球温暖化対策を定めた京都議定書では、第 2 約束期間で、どの国が削減義務を負うべきなのかについての合意を作ることが、なかなかできなかった。今後、新たな枠組みを検討することになっているが、新たに削減義務を負うことになりかねない国は、慎重な姿勢を維持すると考えられる。バーゼル条約のように OECD や EU に入ること、新たな義務が課せられるというやり方は、経済発展により、自動的に義務が生じるという枠組みである点では、意味のある枠組みともいえる。

第 4 節 発展途上国の経済発展と Ban 改正

バーゼル条約の必要性が議論され Ban 改正が採択された 1980 年代後半から 1995 年までの時期と比較して、現在の発展途上国の有害廃棄物の管理能力は、かなりの変化が見られる。アフリカ諸国のように、まだ、十分な有害廃棄物の管理能力の向上がみられない国があるが、経済成長を遂げているアジア諸国では、有害廃棄物の管理能力がかなり向上してきている。小島[2011]は、マレーシア、タイ、フィリピンを事例に、有害廃棄物の管理能力の向上について具体的に示している。OECD や EU に加盟していなくても、管理能力が十分に備わっている可能性がないわけではない。逆に、OECD や EU に加盟しているからといって、有害廃棄物が適正に管理する体制が十分にできていない可能性もある。第 3 節でみたように、OECD 諸国でも、ガバナンスの指標や環境パフォーマンスの指標が多くの上国なみと言わざるをえないところもある。

表 4 は、各国からバーゼル条約事務局への報告などに基づいて、いくつかの発展途上国の有害廃棄物法制、処理施設の整備状況についてまとめたものである。多くの中進国で、有害廃棄物の管理法制が作られ、有害廃棄物の処理、リサイクルの施設が整備されてきていることがわかる。有害廃棄物の貿易規制についても、輸入を禁止している国もあるが、有害廃棄物の輸入を行っている発展途上国もある。

小島編[2010]では、アジア各国の規制動向をレビューし、リサイクル産業の公害対策

が十分にできれば、資源需要を満たすために、有害廃棄物を含め、再生資源の輸入規制が緩和される傾向がみられることを指摘している。有害廃棄物の輸入による汚染などの弊害を抑えられれば、資源の確保をより重視する立場から、輸入規制が緩和されるといえる。

1990年代前半の、多くの途上国で有害廃棄物法制が制定され始めた時期と比べると、有害廃棄物法制を含めさまざまな環境規制の執行が進んでいる発展途上国も増えてきている。Ban改正をめぐる発展途上国の姿勢も、変化してくると思われる。

表4 発展途上国の有害廃棄物法制・施設整備状況・有害廃棄物発生量・輸出入量

国名（バーゼル条約およびBan改正批准年）	有害廃棄物法制	施設整備状況	有害廃棄物、発生量、輸出入量
アルゼンチン（1991年批准）	Executive Decree 181/92、 National Law 24.051(1991年)	処分施設：あり。 リサイクル施設：あり。	2006年 発生量：151,923t 輸出量：165t 輸入量：0t
インドネシア（1993年批准、2005年Ban改正批准）	危険・有害廃棄物の管理に関する政令（1999年政令第18号）	処分施設：あり。 リサイクル施設：あり。銅スラグ、飛灰、溶剤、鉛バッテリー、錫など。	2006年 輸出量：2,883t
シンガポール（1996年批准）	Environment Public Health (Toxic Industrial Waste Regugations)(1988)	処分施設：あり。 リサイクル施設：あり。溶剤、スラッジなど。	発生量：41.3万t 輸出：57,071t 輸入：205t
中国（1991年批准、2001年Ban改正批准）	危険廃棄物経営許可書管理弁法(2001年)	処分施設：あり。182許可施設（2006年末） リサイクル施設：あり。741許可施設（2006年末）	発生量：1084万トン。 輸出：1074t 輸入：0
ナイジェリア（1991年批准、2004年Ban改正批准）	FEPA Harmful Wastes Provision Decree 42 of 1988	処分施設：あり。 リサイクル施設：あり。プラスチック、紙、繊維。	発生量、輸出量、輸入量：データ無し。
フィリピン（1993年批准）	危険物質と有害・放射性廃棄物法	処分施設：あり。 リサイクル施設：ハンダくず	2006年 輸出量：10,961t

	(RA6969), 1990	からの鉛・錫回収、PVCシート製造、廃油、ニッケル水酸化物、鉛など。	輸入量：108,682t
マレーシア (1993年批准、 2001年Ban改正 批准)	Environmental Quality (Scheduled Wastes Regulation) 1989	処分施設：あり。中心となる 処理・処分施設は1996年操 業開始。 リサイクル施設：e-waste 処 理施設など、114許可施設。	2006年 発生量： 1,103,456t。 輸出：5,806t。 輸入：172,151t

注：リサイクル施設：Country Fact Sheet では、“Recovery/Recycling/Re-use”施設となっている。

出所：バーゼル条約のウェブサイトに掲載されている Country Fact Sheet より作成。

<http://www.basel.int/Countries/Countryfactsheets/tabid/1293/Default.aspx>

おわりに

発展途上国は、先進国と比べ、平均的には、有害廃棄物の管理能力が低いと考えられるし、1990年代前半の有害廃棄物管理法制、設備の整備状況から考えれば、先進国から途上国への有害廃棄物を禁止する措置は妥当性のあるものであったと考えられる。しかし、アジア諸国など、経済成長の著しい発展途上国では、1990年代半ばから有害廃棄物管理法制が整備され、設備の整備が進んできた。Ban改正およびその先進国と途上国の分類は、一部の発展途上国の変化に対応できていないと考えられる。

Ban改正は、「共通であるが差異のある原則」を適用したものであるが、必ずしも発展途上国の能力向上を考慮にいれた制度設計にはなっていない。「共通であるが差異のある原則」の適用については、他の国際環境条約でも、途上国の発展などの経済情勢の変化に追いつけていない点が明らかになってきている。途上国の経済発展を考慮にいれた、「共通であるが、差異のある責任の原則」の適用のしかたを考えるべき時期にきている。

<参考文献>

[日本語文献]

- 金子与止男[1990]「ワシントン条約と途上国経済」(橋本道夫・佐藤大七郎・不破敬一郎・岩田規久男編『地球規模の環境問題<II>』中央法規、pp.156-170)。
- 小島道一[2011]「途上国の経済発展とバーゼル条約」『廃棄物資源循環学会誌』第22巻第2号、pp.140-147。
- 小島道一編[2010]『国際リサイクルをめぐる制度変容』アジア経済研究所。
- 鶴田順[2010]「バーゼル条約95年改正をめぐる法的課題」(小島道一編『国際リサイクルをめぐる制度変容』アジア経済研究所、pp.213-236)。
- 西井正弘編[2005]『地球環境条約—生成・展開と国内実施』有斐閣。

[外国語文献]

- Baggs Jen [2009] “International Trade in Hazardous Waste,” *Review of International Economics*, Vol.17, No.1, pp.1-16,
- Basel Action Network (BAN) and Silicon Valley Toxics Coalition(SVTC)[2002] Exporting Harm:The High-Tech Trashing of Asia.
- French, Duncan [2000] “Developing States and International Environmental Law: The Importance of Differentiated Responsibilities”, *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 49, No.1, pp.35-60.
- Okereke, Chukwumerije [2008] “Equity Norms in Global Environmental Governance,” *Global Environmental Politics*, Vol.8, No.3, pp25-50.
- Porter, Gareth and Janet Welsh Brown [1996] *Global Environmental Politics*, Second Edition (細田衛士監訳『入門 地球環境政治』有斐閣、1998), Westview Press.
- Rajamani, Lavanya [2000] “The Principle of Common but Differentiated Responsibility and the Balance of Commitments under the Climate Regime,” *Review of European Community & International Environmental Law*, Vol.9, No.2, pp.120-131.
- Secretariat of the Basel Convention [1995] “Model National Legislation on the Management of Hazardous Wastes and Other Wastes as well as on the Control of Transboundary Movements of Hazardous Wastes and Other Waste and their Disposal”, <http://www.basel.int/pub/modlegis.pdf>
- Segger, Marie-Claire Cordonier, Ashfaq Khalfan, Markus Gehring and Michelle Toering [2003] “Prospects for Principles of International Sustainable Development Law after the WSSD: Common but differentiated Responsibilities, Precaution and Participation,” *Review of European Community & International Environmental Law*, Vol.12, No.1,

pp.54-68.

Stone, Christopher D. [2004] "Common but Differentiated Responsibilities in International Law," *The American Journal of International Law*, Vol.98, No.2, pp.276-301.

Ward, Halina [1996] "Common but Differentiated debates: Environment, Labour and the World Trade Organization," *International and Comparative Law Quarterly*, Vol.45, pp.592-632.

Young, H. Peyton and Amanda Wolf [1992] "Global Warming Negotiations: Does Fairness Matter," *The Brookings Review*, Vol.10, pp46-51.